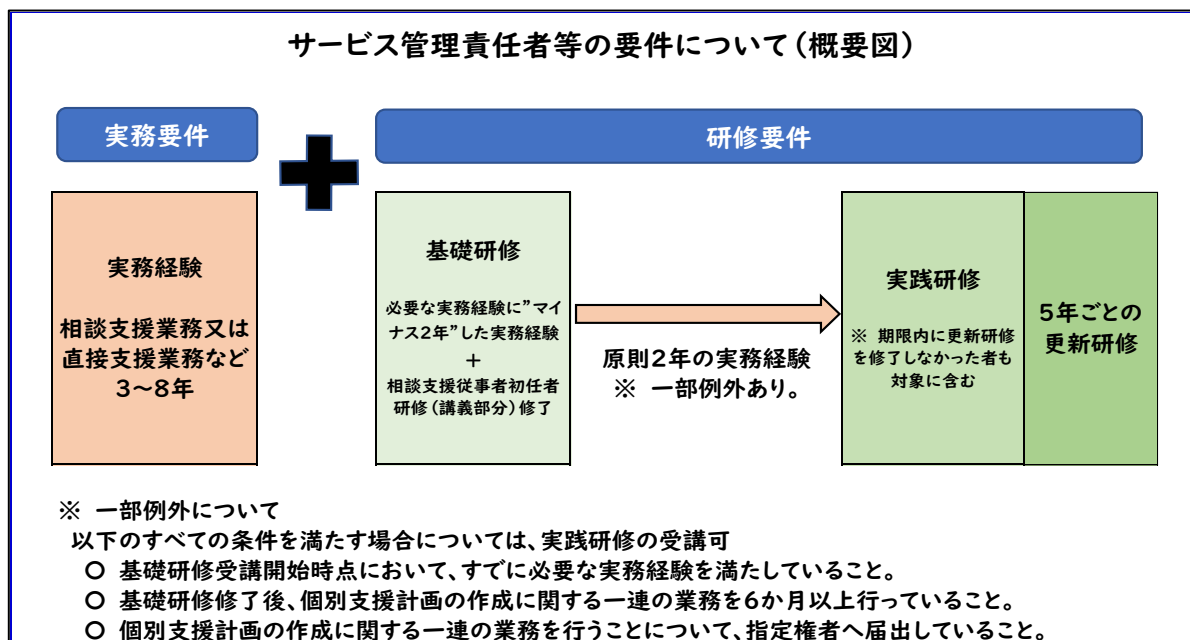


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

1 サービス管理責任者等の配置要件について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件については、所定の実務経験と所定の研修要件の2つの要件で構成されております。



2 基礎研修

サービス管理責任者等に必要な実務経験を達している者、あるいは、必要な実務経験に達するまでに2年以内である者が対象となっております。

なお、実務経験の詳細については、実務経験一覧表をご参照ください。

補 足

サービス管理責任者等の研修要件においては、基礎研修と実践研修のほかに、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の修了も必要となります。

なお、本県における指定研修事業者が実施する基礎研修においては、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を盛り込むコースが用意されております。

3 実践研修

基礎研修修了してから、2年以上のサービス管理責任者等に必要な実務経験（相談支援業務又は直接支援業務）を有する者が対象となっております。

一部例外としまして、以下のすべての要件に当てはまる者も対象となります。

- ① 基礎研修受講開始時点において、すでに必要な実務経験を満たしている。
- ② 基礎研修修了後に、指定障害福祉サービス等における個別支援計画の作成に関する一連の業務を6か月以上行っている。
- ③ 指定障害福祉サービス等における個別支援計画の作成に関する一連の業務を行うことについて、指定権者への届出を行っている。

(1) 実践研修の補足

本県の個別支援計画の作成に関する一連の業務を行うことの指定権者への届出については、以下の県ホームページで案内しております。

(URL) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/sabikankaisei.html>

(2) 実践研修の補足

以下の者も対象となります。

- 更新研修を有効期限内に受けなかった者。
- 平成30年度以前の分野別研修を修了したが、平成31（令和元）年度以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了し、かつ、実践研修開始前の5年間のうちに2年以上の実務経験を有する者。

4 更新研修

実践研修（更新研修）を修了した日から5年を経過した日が属する年度末までに更新研修を受講する必要があります。

対象としましては、現に以下の業務に従事している者又は更新研修受講開始前の5年間のうち以下の業務を2年以上従事している者が対象となります。

（対象の業務）

- サービス管理責任者
- 児童発達支援管理責任者
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等事業所の管理者
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所又は障害児入所施設の管理者
- 相談支援専門員

【サービス管理責任者等研修の実施について】

本県のサービス管理責任者等研修につきましては、指定研修事業者が実施しております。以下の県ウェブページにおいて、指定研修事業者の募集開始状況を随時更新しております。

(URL) : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/kenshu-sabikan.html>

《参 考》本県のサービス管理責任者等研修に係る指定研修事業者

- 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
(問い合わせ先 052-212-5516 (担当：福祉人材センター))
- 株式会社 中川 (東北福祉カレッジ)
(問い合わせ先 022-256-1931)

※ 令和7年3月 時点